

「約款・規定集(法人用)」の新旧対照表

平成30年3月

平成30年4月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

(変更箇所は下線で示しております)

改定後(新)	改定前(旧)
最良執行方針	
<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (1) (省 略) (2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券の注文は、お受けしておりません。 ただし、お客様からの申し出により注文をいただいた場合には、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者(以下「取扱証券会社」といいます。)に取次ぎます。 当該銘柄の取扱証券会社が1社である場合には当該取扱証券会社へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各取扱証券会社が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している取扱証券会社にお客様と合意した方法で取次ぎます。 ただし、お客様が上記以外の方法を希望される場合には、お客様と合意した方法及び条件によりお客様の注文を執行することといたします。 なお、銘柄によっては、注文をお受けできない場合がございます。</p>	<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (1) (省 略) (2) 取扱有価証券(グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券の注文は、お受けしておりません。 ただし、お客様からの申し出により注文をいただいた場合には、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者(以下「取扱証券会社」といいます。)に取次ぎます。 当該銘柄の取扱証券会社が1社である場合には当該取扱証券会社へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各取扱証券会社が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している取扱証券会社にお客様と合意した方法で取次ぎます。 ただし、お客様が上記以外の方法を希望される場合には、お客様と合意した方法及び条件によりお客様の注文を執行することといたします。 なお、銘柄によっては、注文をお受けできない場合がございます。</p>
<p>3. 2.に掲げる方法を選択する理由 (1) (省 略) (2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄) お客様からいただいた注文を、注文が集まる傾向がある取扱証券会社に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の売買注文の実現(約定)可能性が高まると判断されるからです。</p>	<p>3. 2.に掲げる方法を選択する理由 (1) (省 略) (2) 取扱有価証券(グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄) お客様からいただいた注文を、注文が集まる傾向がある取扱証券会社に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の売買注文の実現(約定)可能性が高まると判断されるからです。</p>
平成30年4月1日改定	平成23年4月1日
証券取引約款	
第6章 振替有価証券の取引	
<p>第55条(会社の組織再編等に係る手続き) (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。 (2) (省 略)</p>	<p>第55条(会社の組織再編等に係る手続き) (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。 (2) (省 略)</p>
第11章 振込先指定方式	
<p>第96条(指定預貯金口座の確認) お客様が第95条により振込先の預貯金口座を指定されたときは、当社は速やかに<u>預貯金口座の登録が完了した旨の通知</u>をお客様に送付いたしますので、その記載内容を十分ご確認ください。 万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申し出ください。</p>	<p>第96条(指定預貯金口座の確認) お客様が第95条により振込先の預貯金口座を指定されたときは、当社は速やかに「<u>指定預貯金口座手続き完了のご案内</u>」をお客様に送付いたしますので、その記載内容を十分ご確認ください。 万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申し出ください。</p>
平成30年4月1日改定	平成28年10月1日改定